

令和4年度 第1回 東かがわ市地域公共交通活性化協議会

次 第

日時：令和4年5月23日（月）15：10～

場所：東かがわ市引田公民館3階ホール

- 1 開会
- 2 新規委員の委嘱について **【資料1】**
- 3 今年度の取組み予定事業について **【資料2】**
- 4 その他
- 5 閉会

(配布資料)

- 資料 1 東かがわ市公共交通活性化協議会委員名簿
- 資料 2 地域公共交通計画に基づく取組状況
- 別紙 1 小海地区タクシー実証事業概要（案）
- 別紙 2 タクシーチケット活用型実証実験概要（案）
- 参考資料 東かがわ市地域公共交通活性化協議会規約

東かがわ市地域公共交通活性化協議会委員名簿

R04. 04. 01現在
(順不同、敬称略)

別表 (第3条関係)

No	所属等	役職・氏名	備考
1	大川自動車株式会社	代表取締役社長 佐藤 邦明	規約第3条2号
2	東讃共同株式会社	代表取締役 原田 信行	規約第3条2号
3	有限会社白鳥タクシー	代表取締役 木村 博	規約第3条2号
4	四国旅客鉄道株式会社総合企画本部	担当課長 南 壮憲	規約第3条2号
5	香川高等専門学校建設環境工学科	教授 宮崎 耕輔	規約第3条5号
6	香川大学経済学部	教授 原 直行	規約第3条5号
7	四国運輸局交通政策部交通企画課	課長 手嶋 一了	規約第3条3号
8	四国地方整備局香川河川国道事務所	道路調査課長 鹿兒島 康一	規約第3条3号
9	香川県交流推進部	交通政策課長 岩崎 弘和	規約第3条3号
10	香川県長尾土木事務所	○道路課長 石井 光弘	規約第3条3号
11	東かがわ警察署	○交通課長 宮地 俊哉	規約第3条3号
12	地域コミュニティ連絡協議会	○会長 小北 逸郎	規約第3条6号
13	地域コミュニティ連絡協議会	○副会長 田中 好	規約第3条6号
14	地域コミュニティ連絡協議会	○副会長 工藤 邦彰	規約第3条6号
15	東かがわ市社会福祉協議会	生活支援コーディネーター 三好 裕美	規約第3条6号
16	東かがわ市観光協会	事務局長 尾崎 弘	規約第3条6号
17	東かがわ市	副市長 松本 吉弘	規約第3条1号
18	東かがわ市総務部	部長 久保 輝起	規約第3条3号
19	東かがわ市市民部	部長 石川 伸一	規約第3条3号
20	東かがわ市事業部	○部長 七條 政文	規約第3条3号
21	東かがわ市教育委員会	部長 中川 敬彦	規約第3条3号

※役職名の前に○印の表記が今回の委嘱委員 (各所属の異動、役員改編によるもの)

令和 4 年度 小海地区タクシー実証事業概要（案）

- 実験趣旨 タクシーの空き時間活用によるタクシーの効率的な利用と、地域コミュニティ協議会との協働によるタクシーの相乗り促進の効果検証を行う。
- 対象者 小海地区の登録者
※事前に登録が必要（登録時に負担金を徴する予定）。
- 参加団体 小海活性化協議会
- 参加事業者 市内のタクシー事業者 2 社
・白鳥タクシー
・東讃共同タクシー
- 実験期間 令和 4 年 10 月 1 日（土）～令和 4 年 11 月 30 日（水）の 2 カ月（予定）
- 運行日 月曜日・金曜日（週 2 日程度の予定）
- 運行時間帯 13:00 ～ 17:00
※タクシーの空き時間活用と需要分散のため、利用が集中する午前中の利用は不可とする。
- 予約受付 契約は小海活性化協議会とタクシー事業者間で時間制運賃にて行う。
・利用希望者は協議会に前日までに目的地と希望時間を伝えて予約する。
・協議会は予約を集約し、前日の午後にタクシー事業者に予約を行う。
- 運行区間 乗降場所は利用者宅及び下記の旧引田町内の施設に限る。
- | | | | |
|---|-----------------|---|-----------|
| ① | マルナカ引田店 | ⑥ | 東かがわ市引田庁舎 |
| ② | コメリ ハード&グリーン引田店 | ⑦ | 翼山温泉 |
| ③ | みさごクリニック | ⑧ | 引田駅 |
| ④ | 三木医院 | ⑨ | 大川バス引田待合所 |
| ⑤ | 古川医院（相生地区） | ⑩ | 高速引田バス停 |
- 運行体制 一般乗用事業（通常のタクシー事業）の範囲内で実施する。
- 備考 利用料金はタクシー事業者が月毎に利用実績を取りまとめ協議会に対して請求を行う、協議会は登録者の負担金と市の補助金にて支払いを行う。

令和 4 年度 タクシーチケット活用型実証実験概要 (案)

事業名称	東かがわ市わくわくおでかけタクシー事業
実験趣旨	タクシーの空き時間の活用によるタクシーの効率的な利用と、ドアツードア型の交通弱者支援策の有効性の検証を目的したタクシーチケットによる実証事業。対象者にタクシーチケットを郵送にて配布し、実験期間内の利用状況等を調査する。
対象者	水主、相生地区の 75 歳以上の高齢者 ※年齢の基準日は令和 4 年 9 月 30 日時点
実験期間	令和 4 年 7 月 1 日 (金) ~ 令和 4 年 9 月 30 日 (金) の 3 カ月
支給額	対象者一人につき 3,000 円分 (500 円券×6 枚)
参加事業者	市内のタクシー事業者 3 社 ・白鳥タクシー ・東讃共同タクシー ・介護タクシーたんぽぽの家 (介護保険適用外のみ)
運行日	各事業者の運行日による。
運行時間帯	【白鳥タクシー・東讃共同タクシー】 平日 13:00 ~ 22:00 、 土日祝日 7:00 ~ 22:00 【たんぽぽの家 (介護保険適用外のみ) ※日曜祝祭日は営業外】 平日 13:00 ~ 17:30 、 土曜日 8:30 ~ 17:30 ※タクシーの空き時間活用と需要分散のため、利用が集中する午前中の利用は不可とする。
予約受付	通常のタクシー事業の予約と同じ方法とする。
運行区間	出発地か目的地のいずれかは市内であること。
運行体制	一般乗用事業 (通常のタクシー事業) の範囲内で実施する。

東かがわ市地域公共交通活性化協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び東かがわ市附属機関設置条例（平成26年東かがわ市条例第21号）の規定により設置する東かがわ市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ協議し、又は必要があるときは市長に対し建議するものとする。

- (1) 地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関すること
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 東かがわ市長の指名する者
- (2) 公共交通事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 地域公共交通の利用者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、最長で2年間とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第3条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる委員が会議に出席できないときは、当該委員を代理する者が会議に出席し、議事に参与し、議決に加わることができる。この場合において、当該委員を代理する者は、当該委員の属する機関の職員でなければならない。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 第6条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、総務部地域創生課において処理する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年8月16日から施行する。